

第12回建築関係訴訟委員会及び第18回建築関係訴訟委員会分科会議事要旨

1 日 時 平成20年3月10日(月)午後3時

2 場 所 最高裁判所中会議室

3 出席者(敬称略)

(委員)

秋山宏, 上谷宏二, 内田祥哉, 岡田恒男, 尾崎行信, 可部恒雄, 仙田満, 鈴木誠, 畑郁夫, 平山善吉, 松本光平, 安岡正人

(特別委員)

大森文彦, 坂本功, 関沢勝一, 山口昭一, 山本康弘

(オブザーバー)

斎藤賢吉, 野口留治, 菅野博之, 中村也寸志, 小久保孝雄

(事務局)

小泉博嗣, 花村良一, 手嶋あさみ

4 議 事

(1) 開会の宣言

(2) 事務当局者の交替の報告

(3) 配布資料の説明

(4) 第2回裁判の迅速化に係る検証に関する報告書について

事務局から, 平成19年7月に公表された裁判の迅速化に関する検証報告書の中から, 第一審における建築関係訴訟のデータ分析に係る部分, 控訴審における建築関係訴訟のデータ分析に係る部分, 建築関係訴訟の審理期間に影響を及ぼす要因の仮説についての部分の要旨が解説された。

(主な発言)

審理期間について, 医事関係訴訟においては学会の協力で非常に短くなったということであるが, 建築関係訴訟においてはそれほど短くなってはいない。そのあたりはどう考えられるのか。

それぞれの訴訟の性質がかなり違うので単純な比較はしにくいですが, 建築関係訴訟については, こうした迅速化検証が始まる前から, 調停などで専門家の協力を得ながら, できるだけ短期間で審理が進められており, 既に, かなり短くなってきているのではないかと考えている。

審理段階別の期間を見ると, 鑑定を実施する事件については, 鑑定事項を確定するための争点整理期間が長くかかっており, 事件自体が複雑な事件が多いと思われる。

建築関係訴訟は主張される瑕疵が多く, それがいろいろな分野にわたり, 分野がはっきりしないものもある。医事関係訴訟と建築関係訴訟とでは, 鑑定の質も違うし, 問題点も違うであろう。

調停に付した場合に, 瑕疵主張の有無であまり平均審理期間に差がないというのは, 何か理由があるのか。特に, 調停が不成立になったものについては瑕疵の主張がない方がかえって審理期間が長い。

内容面にわたる分析はしていないが, いずれのケースも, 調停には同じくらいの時間がかかったということではないかと思われる。瑕疵主張のある場合はその主張の当否を含めて専門家の意見を聞きながら話し合いを進めていくことになるし, 瑕疵主張のない場合は, 必ずしも瑕疵の主張ということではないけれども, お互いの言い分をうまく歩み寄らせるという意味で, 専門家が入って, その調整を図るということになる。その場合は争点整理と当事者の説得が同時並行で行われるので, 結果的には同じくらい時間がかかるかと推測している。

あくまで推測の範囲を出ないが、瑕疵主張のない事件で調停に付すということは、やはり、何らかの難しさがあるから調停に付すことが多いのであろう。一般的な統計で言えば、瑕疵主張のない方が比較的軽微な事案ということになるだろうが、調停に付される事件という観点では、ある程度重たい事件が調停に付されており、瑕疵の主張があるから重いか瑕疵の主張はないけれど何かの理由で重たいということで今回の結果になるのかと推測している。もちろん心理的に、当事者の気持ちをほぐすためにある程度の時間がかかるということもある。

調停に付することが必ずしも即効薬にはなっていないのかなと思う。ADRの代表といえる調停制度としては、もう少し成功率が上がってもいい。もう少し当事者、弁護士、裁判所も踏み込んでやっていかないといけないのかなと思う。

調停手続中は訴訟手続は止まっているので、その分長期化するし、調停でも不成立になっている件数はそれなりにある。このことから、調停に付する事件をうまく選別していく必要があるものと考えている。

(5) 鑑定人候補者推薦依頼の状況等について

事務局から、別添の「鑑定人候補者推薦依頼一覧」に基づき、前回の委員会での報告以降に判決ないし和解で終了した事件は7件であること、平成19年の鑑定人候補者推薦依頼件数は6件であり、そのうち4件は推薦の回答があり、2件は手続の途中で鑑定人候補者推薦依頼の撤回がなされていることの報告がなされた。

また、鑑定が困難であった事例として、前記6件のうち3件については、日本建築学会に資料を送付し検討を依頼した結果、鑑定が非常に困難であるという意見が寄せられたことが報告された。その具体的な内容として、例えば鑑定の対象である建物が現存しないが当時の建て方についてどのような問題があったのかということが訴訟で問題になっており、非常に限られた資料しか残されていない中での鑑定依頼であった事例、争点になる事項が複雑多岐にわたっている事例等が紹介された。

(主な発言)

鑑定事項が複雑化して、一つの分野の専門家だけでは対応できない場合に、鑑定を組織としてできるような仕組みも設けていただきたい。これについては今後、建築学会としても鑑定人候補者を推薦する場合に、複数人で、しかも協力関係がとれるようなものでできるように考えていかなければならないかと思う。

私的鑑定の場合は、例えば法人、株式会社として鑑定を依頼するのは可能だが、裁判所の場合は自然人すなわち個人を鑑定人として指定する。中立公正を担保するために裁判所に鑑定人を指定してもらおうとしたが個人が見つからず、やむを得ず株式会社に私的鑑定を依頼することとなってしまった例もある。

裁判所としては、一つの事件について、ある程度全体的な観点から、A鑑定事項とB鑑定事項の両方について同じ目で見てもらいたいという希望があるので、一人で両分野をカバーできる方を探してもらえないかという依頼をしてしまう。また、実情として、鑑定人の報酬は、最終的には訴訟当事者の負担になるので、一般的には、鑑定事項それぞれの分野別の鑑定人をということにはならないということがあがる。ただ専門分野が全く分かれていて一般的にそれぞれをカバーする専門家がいないう事案が仮にあればそのように回答してもらい、依頼した当事者や裁判所としては、それを踏まえて今後どうするかを考えていくことになるだろう。

(6) 日本建築学会における、建築関係訴訟に関する他の団体との協議等について

委員から、日本建築学会司法支援会議における建築関係訴訟に関する協議会等で話題となった事項等及び建築関係紛争の予防に対する取組みが紹介された。

(主な発言)

法廷に鑑定人が出廷した場合に、鑑定人に対して非常に攻撃的な質問がなされるという問題はさておき、鑑定書の内容についての疑問点が出た場合に、書面の方法

で質問するのではなく法廷で質問をして明確にする必要があるケースもあるのではないか。

口頭による質問を経ない場合の鑑定書の証拠価値を、どう考えるかにも関連する問題であろう。

専門家側の意識改革の要否も並行して考えていかないとならないと思う。

建築紛争の予防のための取組として、日本建築学会の会員で鑑定人や調停委員となった者に対して事例を報告させて集積をはかっており、守秘義務の関係で制約は大きいですが、会員間で紛争の予防に役立てようと考えている。

(7) 建築基準法改正等の影響について

委員から、従来、契約書面がないというような事案が非常に多いとされていたところ、近年の建築士法改正により、重要事項説明書の交付が義務化されたことで、契約等の書面化が図られるのではないかという意見が述べられた。

また、現在、建築需要そのものはピーク時に比べ6割程度に下がっているが、建築耐震強度偽装事件を契機に、建築物の安全性等に対する国民の高い関心が生じたことで、紛争になる率は高まり、紛争件数自体は減らないのではないかと、ただ、そういう中で、できるだけ審理期間を短くするという点においては、今後、法改正の結果でかなり期待できるのではないかとこの意見が述べられた。

(8) 東京・大阪の建築集中部における建築関係訴訟の審理の実情、専門家の活用上の工夫等について

オブザーバーから、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の各建築集中部における建築関係訴訟事件の審理の実情、専門家の活用上の工夫等について報告がされ、これらに基づいて議論がされた。

(主な発言)

東京では、昨年後半から建築関係訴訟の事件数は増加傾向が続いている。東京の場合、戸建てについての紛争割合が半分強で、ビルやマンションについての紛争割合が半分弱となっている。また、専門委員について、全体としては活用数は伸びていないが、建築に限っては毎年大幅に増加している。

調停の中で証拠調べをするという工夫も行っている。この方法は、事実認定上の問題についても、調停委員会において心証を形成し、かつ当事者に対して心証を提示することができるので、調停案の説得力が増し、そのため従来のように調停の中で証拠調べを実施しなければ停不成立必至という事案についても調停が成立した事例がある。また、仮に調停が不成立となった事案についても、証拠調べまで既に終了しているということで、訴訟手続に戻した後に改めていわば第2ラウンドとして新たな主張立証活動を行う余地を少なくすることができるというメリットがあると思われる。実施例については、かなり効果を上げている。

大阪では、昨年一年の動きに変化はなかったと認識している。専門家が入った上で調停や和解で終局する事件が多く、専門家（建築士）の役割の大きさに感嘆しているところである。大阪の場合、最近では、訴訟代理人の方から、早期に専門家調停にして欲しいとの積極的な申出があるような状況である。

(9) 今後の予定等

今回は、委員会兼分科会として、平成21年の2月または3月に開催することが確認された。